



島根県報

令和7年8月26日（火）

号外 第 8 4 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の供用開始

（道 路 維 持 課） 2

告 示**島根県告示第484号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 8 月 26 日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	延 長	供用開始 年 月 日	管轄する地方 機 関 の 名 称	備 考
県 道	浜田商港線	浜田市熱田町32番 3 地先から同町1689 番 1 地先まで	メートル 450.00	令和 7 年 8 月 26 日	浜田県土整備 事務所	